

令和 5 年 度

和光市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

和光市監査委員

和 監 第 2 6 号

令和 6 年 8 月 1 3 日

和光市長 柴 崎 光 子 様

和光市監査委員 山 田 史 明

同 内 山 恵 子

令和 5 年度和光市健全化判断比率及び
資金不足比率の審査意見について

令和 6 年 7 月 1 2 日付け和財第 1 7 号で和光市長より依頼のあった標記の件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 5 年度和光市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を付します。

令和5年度和光市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

(1) 審査の対象

ア 令和5年度 健全化判断比率

(ア) 実質赤字比率

(イ) 連結実質赤字比率

(ウ) 実質公債費比率

(エ) 将来負担比率

イ 令和5年度 資金不足比率

ウ ア及びイの比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 審査の期間

令和6年7月16日から令和6年8月13日まで

(3) 審査の方法

この審査は、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）その他関係法令に基づいて算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として、決算書等関係書類との照合及び関係課から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

2 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に算定され、作成されているものと認められた。

(1) 令和5年度 健全化判断比率

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	12.61%
連結実質赤字比率	—	17.61%
実質公債費比率	5.6%	25.0 %
将来負担比率	36.7%	350.0 %

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率が生じていないため、「—」と記載する。

(2) 算出比率の推移

区 分	令和5年度	令和4年度
実質赤字比率	△13.92% (12.61%)	△16.75% (12.64%)
連結実質赤字比率	△24.93% (17.61%)	△28.45% (17.64%)
実質公債費比率	5.6% (25.0 %)	4.9 % (25.0 %)
将来負担比率	36.7 % (350.0 %)	34.4 % (350.0 %)

※ () 内の数値は、早期健全化基準

ア 実質赤字比率

令和5年度決算の一般会計における歳入歳出差引額は、25億7,811万2千円で、当該金額から翌年度に繰り越すべき財源1億4,915万円を差し引いた実質収支額24億2,896万2千円に和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計の実

質収支額 2,271 万 6 千円を加えて得た額 24 億 5,167 万 8 千円は黒字となっており、これを標準財政規模 176 億 1,160 万 8 千円で除して得た実質赤字比率は $\Delta 13.92\%$ で、早期健全化基準の 12.61%と比較すると、この基準を下回っている。

イ 連結実質赤字比率

令和 5 年度決算の一般会計、特別会計及び公営企業会計の実質収支額の合計額は、43 億 9,216 万 9 千円の黒字となっており、これを標準財政規模 176 億 1,160 万 8 千円で除して得た連結実質赤字比率は $\Delta 24.93\%$ で、早期健全化基準の 17.61%と比較すると、この基準を下回っている。

ウ 実質公債費比率

実質公債費比率の単年度比率は、令和 3 年度で 4.55%、令和 4 年度で 6.17%、令和 5 年度 6.33%で、実質公債費比率とするこれらの比率の 3 か年平均は、5.6%となっており、早期健全化基準の 25.0%と比較すると、この基準を下回っている。

エ 将来負担比率

令和 5 年度の将来負担比率は、一般会計等の地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込額、組合負担等見込額、退職手当負担見込額、設立法人の負債額等負担見込額を加えた将来負担額 230 億 9,227 万 8 千円から、充当可能な財源等の額 169 億 430 万 1 千円を控除して得た実質的な負債額 61 億 8,797 万 7 千円を、標準財政規模 176 億 1,160 万 8 千円から基準財政需要額に算入される地方債の元利償還金等の額 7 億 8,274 万 7 千円を控除して得た額 168 億 2,886 万 1 千円で除して得た比率が 36.7%となっており、早期健全化基準の 350.0%と比較すると、この基準を下回っている。

(3) 令和 5 年度 資金不足比率

公営企業会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0%
下水道事業会計	—	20.0%

※ 水道事業会計及び下水道事業会計については、資金不足比率が生じていないため、「—」と記載する。

(4) 算出比率の推移

公営企業会計の名称	令和5年度	令和4年度
水道事業会計	△67.4% (20.0%)	△89.7% (20.0%)
下水道事業会計	△66.2% (20.0%)	△57.6% (20.0%)

※ () 内の数値は、経営健全化基準

※資金不足比率＝資金不足額／事業の規模

資金不足額＝流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源を充てるために起こした地方債の残高－流動資産

※流動負債に建設改良等の経費の財源に充てるための企業債は含めない。

事業の規模＝営業収益の額－工事受託収益（市から得た工事受託収益を除く）の額

ア 水道事業会計

令和5年度決算の水道事業会計では、流動資産の額は12億2,766万5千円で、流動負債の額（決算書における流動負債の額から建設改良等の財源に充てるための企業債を差し引いて得た額をいう。以下同じ。）4億1,143万3千円を上回っており、資金不足が生じていない。この流動資産の額から流動負債の額を控除して得た資金不足額△8億1,623万2千円を、事業の規模12億1,121万7千円で除して得た資金不足比率は△67.4%で、経営健全化基準の20.0%と比較すると、この基準を下回っている。

イ 下水道事業会計

令和5年度決算の下水道事業会計では、流動資産の額が8億2,470万5千円で、流動負債の額2億2,419万1千円を上回っており、資金不足が生じていない。この流動資産の額から流動負債の額を控除して得た資金不足額△6億51万4千円を、事業の規模9億679万6千円で除して得た資金不足比率は△66.2%で、経営健全化基準の20.0%と比較すると、この基準を下回っている。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。